行為許可手続別添付書類リスト

申請様式1のうち様	美式番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
チェックリスト番号 (次頁以降)		1 \$ 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
要許可行為種類(申請書様式のタ	イトル)	工作物の新・改・増築	木竹の伐採	高山植物等(木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝)	鉱物の掘採(土石の採取)	水位(水量)に増減を及ぼさせる行為	汚水等の排出	広告物の設置等	物の集積(貯蔵)	水面の埋立(干拓)	土地(海底)の形状変更	(木竹以外の)植物の植栽(播種)	動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))	動物の放出(家畜の放牧含む)	工作物等の色彩変更	指定区域内への立入り	車馬(動力船・航空機)の使用(着陸)	木竹の植栽	火入(たき火)	海域公園地区内動物の捕獲(殺傷)(植物の採取(損傷))	海域公園地区内物の係留
行為の場所を明ら 二万五千分の一以 形図		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行為地及びその付を明らかにした五日 以上の概況図		0	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0
行為地及びその付 を明らかにした天然		0	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0
行為の施行方法	平面図	0			0		0	0	0	0	0	0						0			0
を明らかにした千分の一以上の	立面図	0					0	0	0						0						0
) N N T O	断面図	0			0		0	0		0	0										0
	構造図	0					0	0													
	意 匠配色図	0						0							0						
植栽その他修景の らかにした千分の- 修景図		0			0					0	0										
その他、行為の施 表示に必要な図面		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

[※] 添付書類は、申請行為の種類によって必要となるものが異なるので注意が必要。

工作物の新築・改築・増築(建築物等の立体的な工作物の場合)

申請書様式第1(1)

工作物の利果。以来。相来	(连采彻守	・の立体的な工作物の場合) 申請書様式す	5 1 (1 /
添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした五千分の一以上の概 況図		・1/5,000~1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした天然色写真		・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
行為の施行方法を明ら かにした千分の一以上 の	平面図	・敷地内における建築物等の配置図(敷地を明示)・建築物の階層(フロア)別平面図・求積図(審査指針の確認に必要な場合に限る)	
	立面図	・建築物等の全ての外観を示す立面図 (彩色すれば意匠配色図として兼用可)	
	断面図	・建築物等の断面図(建物の規模に応じて複数) (最低地盤からの最高高さを記した図面)	
	構造図	・建築物本体については、その矩形図 ・建築物以外の工作物の場合、その構造図	
	意 匠配色図	・建築物等の全ての外観の配色を示す図面 (立面図に彩色したもの、または彩色パース)	
植栽その他修景の方法をにした千分の一以上の修		・修景・植栽・緑化計画平面図 (植物名の明示、緑化工法の具体的表示) ・修景に工作物を使用する場合、その構造図等	
その他、行為の施行方法に必要な図面	の表示	・土地の改変を伴う場合(公園内での残土処分の場合を含む)、その必要書類(No.13参照) ・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照) ・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可)	

工作物の新築・改築・増築(車道、駐車場等の平面的な工作物の場合) 申請書様式第1(1)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした五千分の一以上の概 況図		・1/5,000~1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした天然色写真		・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
行為の施行方法を明ら かにした千分の一以上 の	平面図	・敷地内における工作物の配置図(敷地を明示) ・道路の場合は、測量中心線を明記した平面図	
	立面図	・橋梁、長大擁壁等の構造物にかかる立面図 (小規模な擁壁等については不要)	
	断面図	・縦断図(必要に応じ複数の測線を使用する) ・横断図(測点毎に必要)	
	構造図	・標準横断図(舗装等の状況の分かるもの) ・付帯工作物については、その構造図	
	意 匠配色図	・カラー舗装の場合は、その配色の分かる図面 (通常のアスファルト・コンクリート舗装であれば不要) ・付帯工作物については、外観の配色を示す図面	
植栽その他修景の方法を にした千分の一以上の修		・修景・植栽・緑化計画平面図 (植物名の明示、緑化工法の具体的表示) ・修景に工作物を使用する場合、その構造図等	
その他、行為の施行方法に必要な図面	との表示	・土地の改変を伴う場合(公園内での残土処分の場合を含む)、その必要書類(No.13参照) ・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照) ・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可)	

工作物の新築・改築・増築(電柱、鉄塔の場合)

申請書様式第1(1)

工作物の利果・以来・項果(电性、鉄塔の場合) 中調音様式第1			
添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図		•1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした五千分の一以上の概 況図		・1/5,000~1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした天然色写真		・行為地の全体が見渡せる写真・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真 (特に稜線との関係が分かるもの)	
行為の施行方法を明ら かにした千分の一以上 の	平面図	・敷地内における工作物の配置図 (複数の場合は、これらの位置関係を明記)	
v	立面図	・電柱、鉄塔等の全ての外観を示す立面図 (電柱の場合は、1方向のみでも可)	
	断面図	・鉄塔等を縦方向に切った場合の図面 ・電柱の場合は不要(立面図で足りるものとする)	
	構造図	・鉄塔等の構造が明らかになる図面 ・電柱の場合は不要(立面図で足りるものとする)	
	意 匠配色図	・電柱、鉄塔等について配色した立面図 (電柱の場合は、1方向のみでも可)	
植栽その他修景の方法を にした千分の一以上の修		・修景・植栽・緑化計画平面図 (植物名の明示、緑化工法の具体的表示) ・修景に工作物を使用する場合、その構造図等	
その他、行為の施行方法に必要な図面	の表示	・土地の改変を伴う場合(公園内での残土処分の場合を含む)、その必要書類(No.13参照) ・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照) ・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等 ・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可)	

工作物の新築・改築・増築(ダム、堰堤等の場合)

申請書様式第1(1)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図		-1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした五千分の一以上の概 況図		・1/5,000~1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした天然色写真		・行為地の全体が見渡せる写真・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
行為の施行方法を明ら かにした千分の一以上 の	平面図	・工作物の水平投影図 ・水位水量の増減を伴う場合、その範囲図	
	立面図	・上流側、下流側からみた外観が分かる立面図	
	断面図	-測点別の断面図	
	構造図	・配筋、石積等の構造が分かる図面	
	意 匠配色図	・上流側、下流側からみた外観の配色が分かる立面図	
植栽その他修景の方法を にした千分の一以上の修		・修景・植栽・緑化計画平面図 (植物名の明示、緑化工法の具体的表示) ・修景に工作物を使用する場合、その構造図等	
その他、行為の施行方法に必要な図面	との表示	・土地の改変を伴う場合(公園内での残土処分の場合を含む)、その必要書類(No.13参照) ・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照) ・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可)	

木竹の伐採 申請書様式第1(2)

<u> </u>		
添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図	・1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした五千分の一以上の概 況図	・1/5,000~1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした天然色写真	・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面	・伐採の範囲が小規模な場合は、行為地を明らかにした 1/1,000以下程度の概況図 ・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書 類(No.2又はNo.3参照) ・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配 置図、平面図、立面図、意匠配色図等 ・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千 分の一以上の平面図上に記載可)	

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 6)

高山植物等(木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝)の採取(損傷)

申請書様式第1(3)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図	・1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面	・採取又は損傷のために、工作物の設置等を伴う場合は、その必要書類(No.1~No.4参照)	

鉱物の掘採(土石の採取)

申請書様式第1(4)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概 況図		・1/5,000~1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした天然色写真		・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
行為の施行方法を明ら かにした千分の一以上 の	平面図	・地形図上に施工範囲・測量中心線を記した図面 (ボーリングの場合、地形図上に施行位置を明示)	
0)	断面図	・測量中心線毎の縦断図、測点毎の横断図 (申請内容が全体計画の一部の場合は、その両者の区 別が分かるように表示する) ・ボーリングの場合は、その掘削抗の断面図	
植栽その他修景の方法を にした千分の一以上の修		・修景・植栽・緑化計画平面図 (植物名の明示、緑化工法の具体的表示) ・修景に工作物を使用する場合、その構造図等	
その他、行為の施行方法に必要な図面	まの表示	・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照)・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可)・採取した土石を残土として公園内の他の場所に処分する場合、その必要書類(No.13参照)	

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 8)

水位(水量)に増減を及ぼさせる行為

申請書様式第1(5)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図	・1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした五千分の一以上の概 況図	・1/5,000~1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした天然色写真	・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面	・水位(水量)の及ぶ範囲を明示できる図面 ・水位(水量)に増減を及ぼさせるための施設がある場合はその概要を示す図面 ・水位(水量)に増減を及ぼさせるための施設を新たに設ける場合は、その必要書類(No.1~No.4参照)	

汚水等の排出 申請書様式第1(6)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした五千分の一以上の概 況図		・1/5,000~1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした天然色写真		・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
行為の施行方法を明ら かにした千分の一以上 の	平面図	・排水処理の全体計画図(配管経路図等) ・申請にかかる排水施設の詳細な平面図	
	立面図	・浄化槽等立体構造物については全ての立面図 (排水管等線的施設については省略可)	
	断面図	・申請にかかる排水施設の断面図 「浄化槽等については縦断図、横断図 し排水管については断面図(径の分かるもの)	
	構造図	・申請にかかる排水施設の構造図 「浄化槽等については、矩形図 し排水管については不要。集水桝等は構造図	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面		・土地の改変を伴う場合(公園内での残土処分の場合を含む)、その必要書類(No.13参照) ・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照) ・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可)	

[※] 浄化槽等を新設して汚水を排水する場合には、「工作物の新築」手続きが必要になる場合もある。

広告物の設置等

申請書様式第1(7)

加口物の改良寺 中間音様式乳				
添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック	
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)		
行為地及びその付近の状況を明 らかにした五千分の一以上の概 況図		・1/5,000~1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)		
行為地及びその付近の状況を明 らかにした天然色写真		・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真		
行為の施行方法を明ら かにした千分の一以上	平面図	・広告物の設置箇所が特定できる図面		
O	立面図	・広告物(表示面)の詳細図 ・看板、標識などの独立した工作物として設置する場合、 その全て外観を示す立面図 ・既存の工作物に広告物を掲出する場合、既存の工作物 全体における広告物の設置個所が分かるような立面図		
	断面図	・立体的な広告物施設については、断面図 (柱状、平板状の施設の場合は省略可)		
	構造図	・構造上、独立している広告物施設の場合、その規模、構造、基礎部分が分かるような図面 ・既存の工作物に掲出されている広告物施設の場合、そ の広告物本体の構造が分かるような図面		
	意 匠配色図	・広告物(表示面)の詳細図に彩色したもの ・独立して設置された広告物施設の場合、表示面を含め た全ての外観の配色を示す図面		
植栽その他修景の方法を にした千分の一以上の修		・修景・植栽・緑化計画平面図 (植物名の明示、緑化工法の具体的表示) ・修景に工作物を使用する場合、その構造図等		
その他、行為の施行方法に必要な図面	の表示	・土地の改変を伴う場合(公園内での残土処分の場合を含む)、その必要書類(No.13参照) ・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等		

物の集積(貯蔵)

申請書様式第1(8)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図		•1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした五千分の一以上の概 況図		・1/5,000~1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした天然色写真		・行為地の全体が見渡せる写真。・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
行為の施行方法を明ら かにした千分の一以上 の	平面図	・物を集積する敷地の全体と集積する範囲が特定できる 図面	
	立面図	・集積後の物の全ての外観を示す図面	
その他、行為の施行方法に必要な図面	の表示	・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照)・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可)・物の集積のため、車馬の乗り入れ等を伴う場合は、その必要な書類(No.19参照)	

水面の埋立(干拓)

申請書様式第1(9)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした五千分の一以上の概 況図		・1/5,000~1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした天然色写真		・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
行為の施行方法を明ら かにした千分の一以上 の	平面図	・地形図上に施工範囲・測量中心線を記した図面 (護岸等の構造物がある場合は、その旨明記)	
	断面図	・測量中心線毎の縦断図、測点毎の横断図 ・護岸等の構造物がある場合、その標準横断図	
植栽その他修景の方法を明らかにした千分の一以上の修景図		・修景・植栽・緑化計画平面図 (植物名の明示、緑化工法を具体的に表示) ・修景に工作物を使用する場合、その構造図等	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面		・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照)・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可)・汚濁防止の措置を講じる場合は、範囲、規模、構造等の工法を具体的に示す図面	

土地(海底)の形状変更

申請書様式第1(10)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした五千分の一以上の概 況図		・1/5,000~1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした天然色写真		・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
行為の施行方法を明ら かにした千分の一以上 の	平面図	・地形図上の施工範囲・測量中心線を記した図面 (擁壁等の構造物がある場合は、その旨明記)	
.v	断面図	・測量中心線毎の縦断図、測点毎の横断図 ・擁壁等の構造物がある場合、その標準横断図	
植栽その他修景の方法を明らかにした千分の一以上の修景図		・修景・植栽・緑化計画平面図 (植物名の明示、緑化工法を具体的に表示) ・修景に工作物を使用する場合、その構造図等	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面		・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照)・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可)・土石の転落防止等の措置を講じる際は、範囲、規模、構造等の工法を具体的に示す図面	

(木竹以外の)植物の植栽(播種)

申請書様式第1(11)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図	・1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした五千分の一以上の概 況図	・1/5,000~1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした天然色写真	・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
行為の施行方法を明らかにした 千分の一以上の平面図	・植栽する範囲を地形図上に明示したもの	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面	・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照)・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可)	

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 15)

動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))

申請書様式第1(12)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図	・1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面	・捕獲、殺傷、採取又は損傷のために、工作物の設置等を伴う場合は、その必要書類(No.1~No.4参照)	

動物の放出(家畜の放牧を含む)

申請書様式第1(13)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図	・1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした五千分の一以上の概 況図	・1/5,000~1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした天然色写真	・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面	・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照)・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可)	

工作物の色彩変更

申請書様式第1(14)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした五千分の一以上の概 況図		・1/5,000~1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした天然色写真		・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
行為の施行方法を明ら かにした千分の一以上 の	立面図	・工作物の色彩を変更する面の立面図	
	意 匠配色図	・色彩を変更した全ての外観の配色を示す図面	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面		・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照)	

指定区域内への立入り

申請書様式第1(15)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図	・1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした五千分の一以上の概 況図	・1/5,000~1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした天然色写真	・行為地の全体が見渡せる写真・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
その他、行為の施行方法の表示 に必要な図面	指定区域内への立ち入りのために、工作物の設置等を 伴う場合は、その必要書類(No.1~No.4参照)	

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 19)

車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)

申請書様式第1(16)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図	・1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした五千分の一以上の概 況図	・1/5,000~1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした天然色写真	・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面	・車馬の乗り入れや航空機の着陸のため、仮設の工作物の設置等を行う場合は、その必要書類(No.1~4参照)・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等	

木竹の植栽 申請書様式第1(17)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図	・1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした五千分の一以上の概 況図	・1/5,000~1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした天然色写真	・行為地の全体が見渡せる写真・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
行為の施行方法を明らかにした 千分の一以上の平面図	・植栽する範囲を地形図上に明示したもの	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面	・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照)・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可)	

火入(たき火) 申請書様式第1(18)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図	・1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした五千分の一以上の概 況図	・1/5,000~1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした天然色写真	・行為地の全体が見渡せる写真・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面	・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照)・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可)	

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 22)

海域公園地区内動物の捕獲(殺傷)(植物の採取(損傷))

申請書様式第1(19)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図	・1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面	・捕獲、殺傷、採取又は損傷のために、工作物の設置を 伴う場合は、その必要書類(No.1~No.4参照)	

海域公園地区内物の係留

申請書様式第1(20)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000~1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした五千分の一以上の概 況図		・1/5,000~1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明 らかにした天然色写真		・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
行為の施行方法を明ら かにした千分の一以上 の	平面図	・海域公園地区内のうち係留する場所を特定できる平面 図 ・係留する工作物(船舶等)の平面図	
	立面図	・係留する工作物(船舶等)の全ての外観を示す図面	
	断面図	・係留する工作物(船舶等)の断面図	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面		・係留(アンカリング)に伴って海域公園地区内の指定動植物等を殺傷(損傷)するおそれがあるときは、その影響範囲を特定できる図面	